

議会改革検討委員会

検 討 結 果

(第1次～第4次)

平成24年 9 月

議会改革検討委員会

目 次

はじめに	1
第1 議会改革の進め方	1
第2 住民との関係の強化	2
第3 政策形成機能および監視機能の強化	16
第4 議会改革の着実な推進	27
おわりに	30

資 料

1 滋賀県議会県民参画委員会実施要綱	31
2 議会改革検討委員会 委員名簿	33
3 議会改革検討委員会の検討状況	34

はじめに

本委員会は、平成23年12月21日に第1回会議を開き、議長の諮問を受け、議会改革検討会議答申を踏まえた議会改革の実行について検討を開始した。

議会改革に関し検討すべき事項は多岐にわたっており、その全てを検討するには相当の時間を要する。最終の結論を待って実行することは、議会改革に求められるスピード感に欠け、適当とは言えない。よって、本委員会としては、検討を重ねる中で結論を得たものから順次、報告を行ってきた。

本資料は、4次にわたり議長に提出してきた報告書を議会改革検討会議の答申に沿ってまとめたものである。

第1 議会改革の進め方

1 いわゆる議員の特別待遇の点検

(1) 答申の概要

- 住民から理解と評価を受けない議会は、存立の基礎を失う。後援会や選挙民という狭い範囲ではなく、広く県民とつながらなければ議会そのものが立ちいかなくなるという意識改革が必要
- これまで当然のこととしてきた議会の慣例を丁寧に見直し、県民目線に立ったときに議員の特別待遇のように見られるものについて、必要性の点検を行い、説明責任を果たすべき。（例えば、議員専用駐車場の設置や委員会における湯茶の提供など）

(2) 現状

委員会における湯茶の提供は、1時間に1回程度、議員に提供している。議員専用駐車場は、議場横に17台分と西駐車場に15台分設けているが、西駐車場は閉会中の一般利用も可能

(3) 検討結果

委員会における湯茶の提供については、平成24年2月定例会から廃止することとする。委員会で発言をする機会のある者（委員、執行部説明員等）には、

ペットボトル等（水または茶に限る。）の自己管理による持込みを認めることとする。

なお、他のいわゆる特別待遇の見直しについては、今後の検討委員会で点検していく。

第２ 住民との関係の強化

１ 会議の公開

（１）答申の概要

- 県政や議会運営の重要事項が決定される議会の各種会議については、県民にその審議や協議の経過を明らかにすることが必要
- 委員会については、実質的に公開で開催しているという実態に合わせて委員会条例を改正し、制度上も公開制に転換すべき。内部会議については、原則として公開により開催すべき。非公開の場合は、理由を明かにすべき。

（２）現状

委員会については、条例上は公開することとはされていないが（許可主義）、県民から傍聴の申出があったときは、全て認めている。

協議等の場については、会議規則には公開の判断基準に関する規定がなく、会議を開く度に公開か非公開かを決定している。実際の運用では、代表者会議、全員協議会、正副委員長会議、各党派代表者会議、県政概要説明会は原則として公開で開催している。

（３）検討結果

委員会については、運用上は公開で開催しているという実態に合わせて委員会条例を改正し、許可制から公開制に転換することとする。

協議等の場については、会議規則を改正し、原則として公開により開催することとする。

以上の改正は、平成24年２月定例会中の会議から適用することとする。

２ 会議資料の公表、傍聴者への配付

（１）答申の概要

- 公開の会議の資料は情報公開の対象であり、県民に公表しても問題は生じない。会議を公開しても、審議の内容が分からなければ、会議公開の意義が損なわれる。会議資料を積極的に公表し、県民と議員が県政に関わる情報を共有するという発想の転換が重要
- 本会議の資料については、議題の内容が分かりやすい方法で情報提供できるよう改善すべき。

(2) 現状

当日の議事日程、質問関係資料（質問者、質問要旨、答弁者の一覧表）等を傍聴者に配付している。また、議案書については、提出された当日に全文をPDF化してホームページで公表しているほか、議会図書室に備え置いている。

(3) 検討結果

本会議の資料については、現在も行っている資料配付に加え、平成24年2月定例会から議案書等一式を議場両側の傍聴席入口（外側）に配置し、傍聴者の閲覧に供することとする。

また、議会の審議資料が閲覧できる他の場所、方法等を張り紙等の手段で傍聴者に周知することとする。

3 傍聴者を増やす取組

(1) 答申の概要

- 議会を傍聴する県民が極めて少ないことから、傍聴者を増やす工夫や県民が当たり前で議会を傍聴できる仕組みを考えることが必要
- 傍聴したことのない理由に議会の開催情報が分からないことを挙げた県民が多いことから、県民への周知が重要

(2) 現状

本会議と委員会の開催情報は、事前に議会ホームページで県民に提供しているほか、議会だよりとテレビ広報番組で直近の定例会の開催予定を提供している。代表者会議等の開催情報は、事前に報道機関に提供している。

(3) 検討結果

各会派、各議員は、広報紙の発行、会合や行事での挨拶、街頭演説等の機会をとらえて、県議会の開催情報を積極的に発信する努力を払うものとする。

県議会は、現在の広報手段に加え、しらしがメール等の経費のかからない方法を活用して、情報を更に発信することとする。

4 委員会の審議状況の公表

答申の概要

議会の意思は本会議で決定されるが、その過程では各委員会が分担して詳細な調査審議を行っており、実質的な意味で議会の議論を県民に知ってもらうためには、委員会の調査審議の状況を公表することが極めて重要である。

委員会は誰でも傍聴できる運用がなされているが、実際には傍聴できない県民が大多数を占めているため、委員会の審議状況を他の手段で県民に知ってもらうための工夫、環境の整備を図る必要がある。

(1) 委員会のインターネット中継

ア 答申の概要

- 本会議だけでなく、常任委員会と特別委員会でもインターネット中継を実施すべきである。

イ 現状

平成17年6月定例会から本会議および予算特別委員会のインターネット中継を行っているが、常任委員会および特別委員会のインターネット中継は行っていない。

ウ 検討結果

委員会のインターネット中継については、費用や職員配置等の課題が多く、直ちに実施することは困難なため、今後、そうした課題が解決できる環境が整った段階で改めて検討すべき中長期的な課題とする。

(2) 委員会の記録と資料の公表

ア 答申の概要

- 公開の会議の資料は情報公開の対象であり、県民に公表しても問題は生じない。会議を公開しても、審議の内容が分からなければ、会議公開の意義が損なわれる。会議資料を積極的に公表し、県民と議員が県政に関わる

情報を共有するという発想の転換が重要

- 委員会の記録と資料は、ホームページで公表すべき。

イ 現状

委員会の次第や執行部の説明資料は、原則として傍聴者に配付している。

予算特別委員会と決算特別委員会の要録は、ホームページと議会図書室で公表しており、その他の委員会の要録は、情報公開条例に基づく公開請求により公開している。（過去6年間の公開実績：請求数16件、記録数70件）

ウ 検討結果

委員会の会議要録と資料については、平成24年2月定例会分から、議会ホームページと議会図書室で公表することとする。

5 有権者が議員の活動を評価できる仕組み

答申の概要

選挙で議員を選出した有権者は、議会における議員の活動の実態に関心を持つ必要があり、そのためには、県議会としても、それぞれの議員の議会活動やその自己評価に関する情報を積極的に県民に提供することが重要である。

(1) 議案に対する賛否の状況の公表

ア 答申の概要

- 議案に対する表決は、原則は起立により行われ、議員の表決責任を明確にして記録に残す必要があるときは記名の投票で行われるが、このような議事運営上の表決の仕組みや記録とは別に、上記の観点から各議員の表決態度をホームページで公表すべきである。

イ 現状

議案の採決はその可否を判断すればよいことから、県議会では全員一致、起立多数、起立少数の3とおりで把握しており、会議録の記載も同様である。

ウ 検討結果

議案（意見書、請願を含む。）に対する賛否の状況については、平成24年2月定例会から議会ホームページで公表することとする。

公表する際の表記の方法については、県民に分かりやすいものとするため、

全員一致で賛否を決したものについてはその旨をまとめて表記し、賛否が分かれたものについては、議員ごとに表記することとする。また、討論の有無の表示と会議録の該当箇所へのリンクを行うことによって、各会派の賛否の理由を県民に分かりやすく示せるよう工夫することとする。

賛否状況の公表は、会派または議員による確認の後に行うものとする。

(2) 出欠状況の公表

ア 答申の概要

- 議員の本会議や委員会への出欠状況については、これをホームページで公表すべきである。会議の途中からの出欠や離席の状況については、これを記録するように改善すべきである。欠席した場合の理由についても、これを公表すべきである。

イ 現状

欠席議員については、本会議は会議録に記載され、ホームページで公表される。委員会は会議要録に記載され、予算特別委員会と決算特別委員会はホームページで公表される。途中出欠や離席の状況は、記録されていない。

ウ 検討結果

本会議と委員会の出欠状況（欠席は、終日の欠席に限る。）については、平成24年2月定例会から議会ホームページで公表することとする。

なお、途中出欠と離席の状況および欠席理由の公表については、今後の検討課題とする。

(3) 議会報告書の作成と公表

ア 答申の概要

- 1年間の議会の活動を集大成した報告書を作成し、ホームページ等で公表すべきである。
- 報告書の中には、議会の活動と成果、それに対する自己評価も記載し、議会の年間計画と組み合わせることで議会としてのPDCAサイクルを回していくべきである。

イ 現状

定例会・臨時会については、議案、質問・質疑の要旨、意見書・決議、各議員の賛否状況、出欠状況を含む開催状況、会議録等をホームページで公表しており、委員会については、開催概要、議員の出欠状況、委員会提出資料、会議要録等をホームページで公表している。また、臨時会、定例会ごとに議会だよりを作成し、新聞折り込み等により配布するとともにホームページで公表しているほか、県議会レポート、委員会活動レポート、県議会ダイジェストをテレビ放映し、議会や委員会の活動を紹介している。

ウ 検討結果

1年間の議会の活動を集大成した報告書は作成せず、会議の公開や広報を始めとする情報公開を進めることで、議会の透明度を上げ、活動状況について県民への報告と説明責任を積極的に果たしていくこととする。

6 会議規則、傍聴規則の見直し

(1) 答申の概要

- 議場における傍聴の秩序保持のために傍聴規則で種々の規定が設けられているが、目的を超える不必要な規制を加えることで会議公開の原則がゆがめられないよう留意する必要がある。現在では不必要な規制がないかを点検し、見直すことが必要である。（例：録音・写真撮影の禁止は妥当か、帽子、コート、マフラー等の着用禁止、傘やつえの持込禁止は必要か。）
- 会議規則については、県民から恣意的な運用であるかのような疑義を招かないよう、見直しが必要である。

(2) 現状

帽子、コート、マフラー等については、寒い等の理由があれば着用を認めている。写真、ビデオ等の撮影および録音については、報道機関に対しては、定例会、臨時会ごとの申請に基づき許可している。つえ等については危険なものの類として持込みを禁じているが、つえが必要な者については、使用を認めている。

(3) 検討結果

傍聴制限を現代に合ったものにするとともに、運用上の禁止行為をあらかじめ具体的に明示し、予見可能性を高めることで、県民にとって傍聴しやすい環

境の整備を図る観点から傍聴規則の点検を行った。その結果、帽子、コート、マフラー等の着用禁止の規定は、廃止することとするとともに、従来は運用で禁止していたパーソナルコンピューター等の電源投入や議場をのぞきこむ行為を禁止行為として傍聴規則に明示すべきとの結論に至った。

また、会議規則については、意味が分かりにくいものや権威主義的な色彩を帯びている箇所がないかという観点で点検を行ったが、改正の必要はないとの結論に至った。

7 情報発信

(1) 議会の情報発信

ア 広報の充実と新たな手法の採用

(ア) 答申の概要

- 議会や議員の活動については、県民に分かりやすい形で広報し、絶えず県民の目に触れるように、積極的に情報を提供していくことが重要である。
- そのためには、これまでのテレビ広報、紙面広報、インターネット広報などの更なる充実に加えて、近年利用者が急増しているFacebook（フェイスブック）などのソーシャル・ネットワーキング・サービスやTwitter（ツイッター）、YouTube（ユーチューブ）などの動画共有サービスといった新たな広報の手法も導入していく必要がある。
- これらのサービスは、無料で利用することができ、情報を受け取った人が情報を媒介し、発信する側となって更に情報伝達の輪が広がっていくという特性を持っており、積極的な活用を図るべきである。

(イ) 現状

テレビ広報として、県議会リポート、委員会活動リポート、県議会ダイジェストの放映を、紙面広報として、滋賀県議会だより、滋賀県議会だより点字版・テープ版の発行を行っている。また、インターネット広報としては、議会ホームページを開設しており、本会議と予算特別委員会についてはインターネット中継を行うとともに、しらしがメールを利用し、議会の日程や傍聴の案内等を配信している。

(ウ) 検討結果

新たな試みとして、定例会ごとに議会の開催告知ポスターを作成することとする。掲示にあたっては、県庁や県の関係機関で掲示や、包括的連携協定を結んでいる小売店等での掲示を依頼することとする。また、議員も積極的に議会の情報発信を行うため、効果的な施設、店舗等にポスターの掲示（数枚程度）を依頼するものとする。

議会だよりについては、引き続き市町での配置を依頼するとともに、作成部数を増やし、包括的連携協定を結ぶ小売店等での配置を依頼することとする。

新たな媒体の活用としては、ツイッターを利用して議会ホームページへのリンク誘導を図ることとする。（なお、即時的な組織対応が不可能であることから、現在の事務局体制の下ではこれ以上の拡大は行わないこととする。）

イ 報道されるための話題づくり・県民に興味を持ってもらうための取組

(ア) 答申の概要

- 議会による広報には限界がある中、議会の情報が多くの県民の目に触れるためには、新聞、テレビ、ラジオ等のマス・メディアに議会の活動が取り上げられ、報道されることが重要である。そのためには、話題性のある議会改革の取組を進めていくことも必要である。
- 議会が県民との距離を縮め、興味を持ってもらうためには、キャッチコピー、スローガン、運動週間など、県民に議会のことを知ってもらうためのキャンペーン努力をすることも重要である。例えば、一日議長、一日議員の任命や、小さい子供にも興味を持ってもらえるような「ゆるキャラ」を作ったり、県議会の歌を制定し、開会時に斉唱するような県民の関心を呼ぶための努力も必要である。

(イ) 現状

定例会前に正副議長が記者会見を行い、議会の情報発信に努めるとともに、平成24年度から県民参画委員会の開催等話題性のある改革の取組も進めている。

(ウ) 検討結果

平成24年度から県議会ダイジェストのテレビ放映を実施しており、まずは現行枠の広報の充実を図る。

ウ 議会広報への議員の関与

(ア) 答申の概要

- 県議会の広報・広聴活動は、広報幹事制を採用して各会派が担当議員を定め、それらの議員が中心となって積極的に活動を担う仕組みを構築すべきである。

(イ) 現状

広報計画と議会だよりの項目選定は、各会派代表者会議で協議している。また、県議会の広報・広聴活動は、従来から議長の指揮の下で議会事務局の職員が担っている。

(ウ) 検討結果

議会だよりの内容の充実や紙面スペースの拡大については、今後も引き続き議論が必要であるが、現行の滋賀県議会だよりの構成においては、広報委員会を設置しないこととする。

(2) 会派の情報発信

ア 答申の概要

- 県議会では、議会に議案が提出され、公開の会議で審議される前の段階で、執行機関の職員が各会派に事前説明を行い、その意見を反映して修正されたものが提案されている。このため、これまで議案が否決・修正された事例は極めて少ないが、その経過と内容は、県民には見えないため、県民から議会や議員の審議能力に疑問が呈されることがある。
- 各会派は、広報幹事（広報担当議員）を定め、定例会ごとに報道機関への記者会見を合同または単独で行い、議会の審議のポイントや会派の考えを県民に向けて解説し、政策形成過程を県民に明かにすべきである。

イ 現状

各会派では、必要に応じて記者会見を行うほか、広報紙を発行し県民への

情報提供を行っている。

なお、議会としても会派の年度方針を県議会レポートで放映するとともに、議会だより臨時会号に掲載している。

ウ 検討結果

会派の情報発信については、各会派で積極的に取り組むこととする。

(3) 議員の情報発信

ア 答申の概要

- 議会や議員の活動が県民に知られておらず、そのことによる誤解も生じていることからすると、議員自らが広報紙やインターネットなどを利用して、日常の活動を継続的に県民に伝えていくことが重要である。
- そのためには、議員が自身の情報発信力を磨き、高めていくことが必要であり、例えば、広報戦略に取り組んでいる大学や民間企業の協力も得て、広報研修の機会を設ける努力をすべきである。

イ 現状

ほとんどの議員が、自らの広報紙の発行やホームページの開設により広報活動を行っている。

ウ 検討結果

議員会の研修として広報研修を取り上げてもらうよう、議長に要請することとする。

8 議会審議への住民参加

答申の概要

議会が住民の代表機関として充実した審議を行うためには、その前提として住民意思を把握しておくことが不可欠であるが、議員個人の努力には限界もあり、議会として民意を吸収するための取組を行い、審議を活性化する必要がある。

民意吸収の手段には公聴会制度、参考人制度があるが、活用されておらず、既存の制度に工夫を加えて活用するほか、新たな手段の開発が必要である。

(1) 県民参画委員会の制度化

ア 答申の概要

- 県議会では、今年度から「出前委員会」を実施しているが、試行的なものにとどまっている。
- テーマに関係のある県民に参加を求めるのか、広く一般に参加を募るのかといった参加者の募集や委員外議員の参加の在り方などの論点を整理し、要綱を定め、制度として継続的に実施することが必要である。

イ 現状

県政上の課題に関する県民の声を聴き、意見交換を行おうとする取組として、昨年度から出前委員会が実施されているが、その実施は各委員長の判断に任されていることもあり、試行的なものにとどまっている。

ウ 検討結果

委員会運営に県民との対話を取り入れ、県政の重要課題の調査審議に資するとともに、開かれた議会の実現と委員会の活性化を図る制度として、別紙の実施要綱により県民参画委員会を実施する。

(2) 傍聴者の意見表明の機会の確保

ア 答申の概要

- 公聴会に比べ、より簡便な方法で類似の効果を得るための仕組みとして、時間制限を設けた上で、議長や委員長の許可に基づき、傍聴者が重要な議案、請願等に関し意見を表明できる機会を設けるべきである。

イ 現状

県議会では公聴会を開催した事例はないが、参考人については、調査審議の必要性に応じて、委員会が出席を求めている。また、住民参加のための新たな手段として、県民参画委員会を平成24年度から実施している。

請願については、請願者や関係人の申し出に基づき、必要があれば請願の趣旨の説明を受ける機会を設けている。なお、直接請求による住民投票条例が上程された際、本会議で住民代表3人が30分以内の時間制限の下で意見を陳述した事例がある（平成18年1月臨時会）。

ウ 検討結果

各委員会が現在の参考人制度等を更に積極的に活用し、議会として民意の吸収に努めることとする。具体的な方法については今後検討することとする。

注 検討の結果は、第3の「2 外部の知見の活用」を参照

(3) 議会モニター制度

ア 答申の概要

- 県の執行機関では、県民に県政情報を提供し、意見や提案を聴取するとともに、県政への理解と関心を深めてもらうための県政モニター制度が設けられている。
- 県議会においても、インターネットによる議会中継も活用しながら定例会を最後まで傍聴、視聴してもらい、議会内部では気づかない点について県民の意見、提案を募る議会モニター制度を設けるべき。

イ 現状

議会のメールアドレスを議会ホームページに公開し、県民に意見や提案を出す機会を提供している。また、住民参加のための新たな手法として、県民参画委員会を平成24年度から実施している。

ウ 検討結果

定例会を最後まで傍聴、視聴してもらう負担は大きく、それが可能な人は限られているため、多数のモニターを募ることには困難が予想される。一方、少数のモニターでは意見が偏るなどの様々な課題が考えられるため、議会モニター制度は設けないこととする。

(4) マス・メディアの意見の把握

ア 答申の概要

- 日頃の取材を通し県議会の実情に通じている報道機関から、例えば覆面座談会のような場も含め、問題点や県議会への考え方を幅広く総合的に示してもらう機会を設けることも重要である。

イ 現状

定例会ごとに、正副議長の定例記者会見を行い、記者と意見交換を行っている。また、各会派では必要に応じて記者会見が行われている。

ウ 検討結果

各会派で積極的に意見交換をすることとし、その上でなお、議会として協議の場の必要性が強まるならば、報道機関の意見を聞く場の設置を検討することとする。

(5) 議場の構造の見直し

ア 答申の概要

○ 県民に身近な議会にするため、議場の座席配置等の構造を工夫することが望ましい。

イ 現状

昭和14年の建築以来、基本的に議場の構造は変わっていない。

ウ 検討結果

直ちに議場の構造を変えるには多額の費用が必要であり、将来、老朽化等による改修が必要になった場合の中長期的課題とする。

9 教育との連携

答申の概要

住民が自分たちの議会の重要性について理解を深め、関心を持つためには、子供向けの広報や、政治や議会に対する興味を喚起するような教育を子供の頃から積極的に進めることが重要である。

(1) 議長や議員による出前授業

ア 答申の概要

○ 議長や議員が学校に出向き、自分の経歴や議会、議長、議員の仕事などを話す出前授業を実施するとともに、後日子供たちを県議会に招き、改めて説明をするという取組が考えられる。

イ 現状

執行機関の事業として、21世紀淡海子ども未来会議の1年間の活動を集約し、子どもの意見を県が受け止める場として「子ども県議会」が毎年県議会の議場で開催されている。

また、議員が個人の活動として、小学校へ出向き、県議会の役割等を説明している事例が複数ある。

ウ 検討結果

議会による出前授業については、広報委員会等の実施主体がない中では、授業を行う議員の選定や日程調整が困難なこと、授業の編成や会場準備などの学校側の負担が極めて大きいこと、現体制化では議会事務局の随行が困難であること、生徒の興味を喚起する授業の難しさなどの様々な課題があり、直ちに実施することは困難なため、今後の議会改革の進捗状況を踏まえた中長期的課題とする。

教育との連携に関する当面の取組としては、閉会中に小学生等が県庁見学の一環として議場を訪れたときの対応として、傍聴席からの見学だけでなく、議場への入場、議席への着席、記念撮影等も認め、議場の独特の雰囲気を感じてもらうことで、県議会や政治への興味や親近感を小さい頃から醸成することとする。

また、開会中の本会議の傍聴については、引き続き学校・学級単位の傍聴を促進し、実際に政治が行われている現場を見てもらうことで、議会制民主主義の理解に役立てることとする。

これらの議場見学や本会議の傍聴については、各学校に積極的な活用を呼びかけるとともに、児童生徒用の啓発資材・資料を作成し、見学者・傍聴者に配布することとする。

(2) 議場の見せ場作り

ア 答申の概要

- 住民が自分たちの議会の重要性について理解を深め、関心を持つためには、子供向けの広報や、政治や議会に対する興味を喚起するような教育を子供の頃から積極的に進めることが重要である。
- 子供向けに限らず、現在の議会施設には県民に対してアピールできるものがなく、発信力に欠けたものになっている。
- 例えば、西玄関の出退表示板の付近に議員の顔写真や議会情報を掲示するPRコーナーを設置するなど、議会として子供や県民一般にアピールで

きる場づくりと受入れ体制の整備が必要である。

イ 現状

本館１階、新館２階の県民サロンで本会議の模様を中継放送している。また、平成24年２月定例会分から本会議、委員会の記録と資料を議会ホームページに掲載しているほか、議会図書室でも閲覧できるようにしている。

ウ 検討結果

本県には議会棟がなく、西玄関には大きなスペースがない。また、議会に来る意思のある県民以外は来訪者も少なく、費用対効果を勘案すると、今の段階で議会情報を掲示するPRコーナーを設置する必要性は小さい。

なお、議員の出退表示盤の耐用年数が尽きたときは、液晶ディスプレイに更新し、議会の開催情報や議員の情報を表示できるよう検討すべきである。

第３ 政策形成機能および監視機能の強化

１ 議員力の向上

(1) 答申の概要

- 議会の機能強化には、議員の調査研究能力や情報収集能力の向上と発揮が大きな課題。基礎的能力向上の努力と、それでは足りない部分を補うための工夫が重要である。
- 会派や議員は、多くの大学や研修機関が立地する本県の環境を活用し、調査研究活動や資質向上のための研修に努めるべきである。
- 議員は、今後の議会に求められる専門性の強化に応えるため、複数の政策分野にわたる専門的な知識を習得することが期待される。
- 他の都道府県や市町村の議員との交流の場を活用するとともに、意見交換やお互いに切磋琢磨する機会を設けることも重要である。
- 県議会は、これまでの議員研修の在り方を検証し、充実強化に取り組むことが必要である。

(2) 現状

議員が受講できる研修として、議員研修会、都道府県議会議員研究交流大会、

近畿6府県議員交流フォーラム、滋賀県地方六団体シンポジウム等があり、都道府県議会議員研究交流会や近畿6府県議員交流フォーラムでは、他府県議会の議員との意見交換の機会が設けられている。

また、各会派では、市町議会の議員と意見交換する機会が設けられている。

(3) 検討結果

議員は、審議、政策の立案等に必要な能力の向上を図るため、政務調査費等を利用して、今以上に研修、交流および調査研究に積極的に取り組むなど、不断の自己研鑽に努めることとする。

なお、県議会として市町議会や他府県議会の議員との交流の機会を設けることについては、主義主張の異なる議員同士が意見交換をすることで新たな知見を得たり、合意形成につなげることのできるテーマの設定が難しい等の課題があり、直ちに実施することは困難との結論に至った。

2 外部の知見の活用

議会と執行機関では調査研究能力や情報収集能力に格段の差があり、これを補うため、外部の知見を積極的に取り入れていくことが必要である。

(1) 政策に関するネットワークの活用

ア 答申の概要

- 議員間や政党レベルで設けられている政策ネットワークの研究成果を活用すべきである。また、議員には、政策形成のためのネットワークを自ら作る力を持つことが期待される。

イ 検討結果

答申の内容を各議員に周知することとする。

(2) 議案審議等に係る専門的知見の活用

ア 答申の概要

- 地方自治法では、参考人制度や公聴会制度などの審議の活性化に必要な手段が用意されているが、県議会では、こういった制度が活用されていないか、かつてに比べて低調に推移している。こうした制度を積極的に活用す

ることで、審議の活性化を図るべきである。

- 専門的事項に係る議案の審議や政策立案に対する助言を得るため、地方自治法に基づく調査委託制度の活用、学識経験者による審議機関の設置やアドバイザー制度の導入、大学・研究機関との協定締結による連携など、外部の専門的知見を活用する方策を講ずべきである。

イ 現状

議案の審議や政策立案に関する外部の知見を得るための手段として参考人制度や公聴会制度があるが、積極的な活用が図られていない。

ウ 検討結果

専門的知見の活用を図るとともに、県民の意見を把握して県政に反映させるため、まずは参考人制度等の既存制度や新たに取り組んでいる県民参画委員会制度のより積極的な活用を図ることとする。

特に、県行政に関する基本方針を定め、または県民に義務を課し、権利を制限する条例案の審議、議決対象となる基本計画の審議および特別委員会の付議事件の調査については、原則として、参考人の意見を聴くことを申し合わせることにする。

アドバイザー制度の導入、大学・研究機関との連携等については、これらの制度の活用状況とその成果を踏まえた今後の検討課題とする。

(3) 県民からの政策提案の仕組みの構築

ア 答申の概要

- 県民参画委員会などの県民との意見交換の機会や、地域課題の解決に取り組んでいるNPO等との連携を通して、県民から政策提案を受けたり、政策課題を把握することのできる仕組みを構築すべきである。

イ 現状

県民との意見交換の機会を設け、その知見を議会の審議に反映させるため、県民参画委員会を各委員会でも年1回程度実施するよう努めている。

ウ 検討結果

県民参画委員会において地域課題の解決に取り組んでいる団体との意見交換をより積極的に図ることにより、県民から政策提案を受けるとともに、政

策課題を把握することとする。

(4) 外部の人材の活用

ア 答申の概要

- 議会インターンシップをはじめ、大学院生、若手研究者等の外部の人材を登用できる仕組みを工夫すべきである。

イ 現状

会派や議員個人がインターンシップ実習生を受け入れている事例がある。

ウ 検討結果

大学院生、若手研究者等の外部の人材の登用については、直ちに実施することは困難であり、今後の中長期的な課題とする。また、議会としてのインターンシップの受入れについては、外部知見の活用という観点だけではなく、学生への研修機会の提供という視点からも検討を行ったが、一定の責任を持たせて遂行させられるある程度まとまりのある仕事を提供できないことから、直ちに実施することは困難との結論に至った。

3 議会意思の形成のための手続整備と政策論議の活性化

答申の概要

議会は、議事機関として自治体の意思を形成する役割を担っており、単に議案への賛否を示すだけでなく、議員同士が事案の問題点を検討し、より良い結論を得るために、議論を重ねる必要がある。

県議会は、会派や主義・主張を問わず、近未来の滋賀に関する共通理解を得る努力を払うべきであり、そのためには、議会意思をまとめるプロセスを整備し、政策論議を活性化させることが必要である。

(1) 委員会の運営方針の決定と公表

ア 答申の概要

- 重点的に調査審議する重要課題や政策提案を目指す事項を、委員会の重点的審議事項として年度当初に決定すべき。その際は、参考人招致、出前委員会等の調査審議の手法も併せて協議し、委員会の運営方針として定め

るべき。

- 委員会の重点審議事項、運営方針は、ホームページ等で公表し、議会と委員会の年間の活動の姿を県民に見えやすくすべき。

イ 現状

常任委員会では、委員長がテレビ広報番組で所信や運営方針を表明している。

特別委員会では、年度当初に重点調査項目を決定している。

ウ 検討結果

常任委員会については委員長の運営方針を、特別委員会については、委員会で決定した重点調査項目や運営方針をホームページで公表するものとする。

また、常任委員会については、委員会で協議の上、年間を通じて議論する必要がある重要課題があれば、重点審議事項として位置付けるものとする。

(2) 論点の整理と公表

ア 答申の概要

- 重点的審議事項については、議論の深化と効率化を図るため、調査審議の中間で委員の意見を整理し、今後検討すべき論点の整理を行うべき。論点はホームページ等で公表し、議会における議論の状況や執行機関との争点を県民に明示すべき。

イ 現状

特別委員会の中間報告は、おおむね年2回行うものとされており、本会議で委員長が報告を行っている。

ウ 検討結果

常任委員会と特別委員会の重点的審議事項については、調査審議の中間で論点整理を行い、ホームページで公表するものとする。

(3) 論点を基にした議員間討議

ア 答申の概要

- 政策論議の活性化のためには、議論すべき事項を絞り、論点を明確にした上で政策論議をすることが重要

- 委員会の重点的審議事項は、会派拘束がかけられる前の自由な論議が可能な時期に、整理した論点を基に委員間の討議を行うべき。最終的には多数決で決するにしても、様々な角度から議論を交わす中で問題点を洗い出し、互いに共有できる点と異なる点を明確にし、共通の意思を形成する努力を払うプロセスを踏むことが重要
- 重要課題は、議会運営委員会で論点を整理し、本会議で議員間討議を行うべき。

イ 現状

平成21年3月に議長に提出された議会改革検討委員会報告では、委員会活動を充実する中で議員間の政策討論を実施していくべきであり、テーマ設定の工夫等により委員間討論が活発に行われるよう正副委員長会議で確認すべき旨が報告されている。

ウ 検討結果

委員会の政策論議の活性化のため、県政の重要課題については、委員長や委員の発議があれば、委員会で協議の上、委員間討議を行うものとする。

論点整理を行った委員会の重点的審議事項については、整理した論点を基に委員間討議を行うものとする。

(1)から(3)までの事項については、申合せで定めるものとする。

(4) 調査審議への住民参加、住民協働

ア 答申の概要

- 議案や政策課題を調査し、審議し、議決するに当たっては、従来の制度に加え、重要な案件については、住民の幅広い意見を反映し、その知恵を集めて生かすための住民参加、住民協働の仕組みを構築すべきである。
- 市町議会が持つ情報の蓄積や知見を活用するため、陳情、要望の場とならないよう留意しつつ、テーマを絞った意見交換等の連携を図ることも重要である。

イ 現状

委員会運営に県民との対話を取り入れ、県政の重要課題の調査審議に資するための制度として、今年度から県民参画委員会を実施している。また、重

要議案の審議や特別委員会の付議事件の調査については、原則として、参考人の意見を聴くこととした。また、各会派では、市町議会の議員と意見交換する機会が設けられている。

ウ 検討結果

引き続き県民参画委員会の活用を図るとともに、重要議案の審議については、必要に応じて利害関係人等の県民に出席を求めるなど、参考人制度を積極的に活用することによって、住民参加の機会を確保し、県民の知見や意見を調査審議に生かしていくこととする。

(5) 決議、附帯決議等の反映状況の調査

ア 答申の概要

- 決議や附帯決議をした事項は、後の議会で執行機関に反映状況の報告を求め、調査すべき。
- 議会が重大な問題に関し決議を行ったときは、造林公社問題対策特別委員会がそうであったように、特別委員会を設置して重点的、集中的な調査審議を行うべき。
- 決議や附帯決議を行うに当たっては、単に執行機関に検討を求めるだけでなく、その方向性を示し、実質的な内容についての議会の考え方を明らかにすることが重要

イ 現状

議会が決議の反映状況を検証し、再度決議を行った事例がある。また、採択した請願については、執行部に処理経過および結果の報告を求め、全員協議会で配付している。

ウ 検討結果

決議や附帯決議を行ったときは、原則として、1年以内にその反映状況の報告を執行機関に求め、ホームページで公表するものとする。採択請願の処理結果の報告についても、同様に公表するものとする。

4 委員会の行政調査の活性化

(1) 答申の概要

- 行政調査は、議会が政策形成活動を進める上で有用な手段であり、県民の批判を受ける目的外視察を行わないよう留意しつつ、積極的に進めるべき。
- 執行機関に都合のよい視察を行うのではなく、政策提案や執行機関の政策への対案、問題点の提示に参考となる取組も広く調べ、出向くことが重要

(2) 現状

県外行政調査は、年１回（常任委員会は２泊３日、特別委員会は１泊２日）実施している。県内行政調査は、常任委員会は年２回から３回、特別委員会は年１回から２回実施している。

(3) 検討結果

委員会の行政調査の調査先については、平成24年度から委員長一任は行わず、委員会で十分協議して決定することとし、正・副委員長会議で申し合わせることにする。

調査回数については、調査の必要性に応じて、予算の範囲内で弾力的に取り組むこととする。

5 行政監視のための権限、制度の活用

(1) 調査権の活用

ア 答申の概要

- 地方自治法では、いわゆる百条調査権や検査・検閲権、監査委員への監査請求権などが行政監視のための調査権限として議会に付与されているが、実際の議会運営では、これらの権限は全く活用されることがない。
- 執行機関からの情報提供に頼った調査審議から脱し、議会としての見識を示すためには、重要な問題についてはこれらを積極的に行使することも必要である。

イ 現状

県議会では、百条調査権をはじめとする行政監視のための調査権限を行使した事例はない。

ウ 検討結果

いわゆる百条調査権等の調査権限については、その重みを考慮した上で適切に行使していくこととする。

(2) 行政監視活動の重点化

ア 答申の概要

- 広範かつ複雑な行政の諸活動の全てについて、議会が監視することは実態として難しいことから、各年度または議員の任期の４年間で監視活動の重点化を図ることも検討すべきである。

イ 現状

平成24年度から、各委員会が年度当初に運営方針を定めることとしている。

ウ 検討結果

各委員会の所管事項のうち、特に重点的に監視する必要があるものがあれば、運営方針の中に盛り込むことにより、行政監視の重点化を図ることとする。

(3) 議員のうちから選任する監査委員（議選委員）

ア 答申の概要

- 監査委員の構成や選任方法については、議員のうちから選任するいわゆる議選委員の在り方も含め、国において今後検討することとされている。
- 県議会においても、現行制度の下で議選委員をどのように活用していくかを検討すべきである。その際は、専門性の有無や活動実態の面から議選委員に対し加えられている批判を十分考慮する必要がある。

イ 現状

議員のうちから１人が監査委員に選任されている。

ウ 検討結果

議員のうちから選出する監査委員については、議会役員に関することから、会議規則の規定により、各会派代表者会議で協議、調整すべき事項である。

(4) 住民との協働による監視機能の発揮

ア 答申の概要

- 議会が監視機能を発揮するためには、住民から監視情報を収集するなど、

住民との連携協力が不可欠である。住民とともに行政監視を行い、必要に応じて住民とともに調査審議を行う方法も検討すべきである。

イ 現状

議会のメールアドレスを議会ホームページに公開し、県民の意見を受け付けている。また、委員会運営に県民との対話を取り入れ、県政の重要課題の調査審議に資するための制度として、今年度から県民参画委員会を実施している。

なお、議会に提出された住民の意見等は、一般要望として会派代表に文書表を配布するとともに、議長に原本と文書表を供覧している。

ウ 検討結果

県民参画委員会を活用し、住民との連携協力を図るとともに、必要に応じて参考人として住民に出席を求めるなど、参考人制度を積極的に活用することによって、行政監視機能をより発揮していくこととする。

6 会期と定例会の回数の見直し

(1) 答申の概要

- 議会が活動能力を有するのは会期中に限られていることから、議会が政策形成機能や行政監視という役割をこれまで以上に果たしていこうとするのであれば、そのための日程を確保し、議会が活動できる状態を長期化、恒常化する必要がある。
- 県議会においても、議会改革を進め、監視機能を強化し、政策論議を活性化して政策形成機能を強化しようとするのであれば、会期を見直し、定例会の2回制や3回制、通年制を導入する必要がある。

(2) 現状

定例会の回数は、滋賀県議会の定例会の回数を定める条例により、年4回と定められている。また、会期は、定例会ごとに議会の議決により定めている。

(3) 検討結果

会期と定例会の回数の見直しについては、後にも述べる議会基本条例の制定の議論とともに、新たな議会改革検討委員会等の協議の場を立ち上げ、検討すべきであるとの結論に達した。

7 議会の活動を補佐、支援する体制の整備

(1) 議会事務局体制の整備

ア 答申の概要

- 議会改革を進めるためには、これを補佐、支援する議会事務局の体制整備が必要であり、特に政策形成機能の強化のためには、政策法務担当職員の充実が必要である。職員の参議院法制局等への派遣研修など、資質向上のための取組を工夫することも重要である。

イ 現状

平成13年度に議事調査課に政務調査担当を設置して以降、順次体制を充実強化しており、平成17年度には政務調査室を設置するとともに、法制執務経験者を配置（政務調査室2名）するなど、議員や会派の調査研究活動の支援を強化している。

職員研修については、全国都道府県議会議長会主催の研修会、近畿2府8県議会事務協議会に参加するとともに、県政策研修センターの法制執務研修を受講している。

ウ 検討結果

議会事務局の体制整備については、充実に向けて検討すべき今後の課題とする。

(2) 議会図書室の在り方の見直し

ア 答申の概要

- 議会図書室については、蔵書整備や図書館サービスの在り方を見直す必要がある。
- 例えば、情報検索サービスの提供といった調査研究機能の付加、議員個人では費用対効果の面で難しい蔵書の整備、データベース等の民間有料オンラインサービスの活用など、議会図書室らしいサービス提供の在り方を検討すべきである。

イ 現状

情報検索サービスの提供等の調査研究支援の機能については、政務調査室

を中心に議会事務局で担っている。

蔵書の整備に当たっては、議員からの要望に沿った図書の購入に努めるとともに、平成24年度からは民間のデータベースサービスや、官報情報検索サービスと利用契約を締結してサービス提供を行っている。

また、平成22年度から、法令集、判例集をオンラインサービスに切り替え、効率的な蔵書整備を図っている。

ウ 検討結果

図書室の在り方については、充実に向けて検討すべき今後の課題とする。

第4 議会改革の着実な推進

1 議会改革の計画的な推進

(1) 答申の概要

- 議会の改革を進め、政策形成活動や監視活動の活性化を図っていく上では、議会の諸活動を総合的に調整し、計画的に進めていくことも重要である。
- そのためには、県議会は何に重点的に取り組んでいくのか、どのように政策形成や行政監視のための活動を進めていくのかという議会の1年間の活動の基本となる計画を作成する必要がある。

(2) 現状

議会の年間スケジュールについては、年度当初の議会運営委員会で1年間の定例会の日程を内定しており、年度当初の正副委員長会議で、1年間の委員会と行政調査の予定を決定している。

常任委員会については委員長の運営方針を、特別委員会については重点調査項目や運営方針を定め、ホームページで公表している。また、常任委員会では、委員会で協議の上、年間を通じて議論する必要がある重要課題があれば、重点審議事項として位置付けている。

(3) 検討結果

議会の年間の活動については、計画を別途作成することはせず、年度当初に議会運営委員会で定例会の予定を決定するとともに、各委員会で運営に関する

方針を定めて公表し、これを計画的に、重点的に進め、県民にも見えやすいものとする。

2 議会改革の検証等

(1) 議会改革の検証

ア 答申の概要

- 過去に県議会で決定された議会改革の取組の中には、実際には実施されていないものや、形骸化しているものが見られる。
- 議会改革の取組については、議会改革検討委員会等でその実施状況と効果を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずべきである。

イ 現状

平成19年12月から平成21年3月にかけて任意組織として議会改革検討委員会が設置され、それ以前も必要に応じて設置されてきた。

なお、平成20年9月には、会議規則を改正し、地方自治法に基づく協議の場として議会改革検討委員会が設置された。

ウ 検討結果

議会の機能強化を図り、分権時代に対応した議会を確立するためには、改革への不断の取組が必要であり、そのためには、定期的（改選後2年をめぐ）に取組の実施状況とその効果を検証することとする。さらに、それ以外の時期においても、必要に応じて議会改革検討委員会等で検証を行うこととする。

(2) 県民の意識の調査

ア 答申の概要

- 議会改革を効果的に進めるためには、議会や議員の活動状況に対する県民の評価や要望を把握しておくことが重要であり、定期的な県民向けのアンケートや傍聴者へのアンケートを実施すべきである。

イ 現状

平成23年6月の議会改革検討会議の設置に併せて県民アンケートを実施した。

ウ 検討結果

県民向けのアンケートは、議会改革の取組の検証時など、今後必要に応じて実施することとし、傍聴者へのアンケートは、準備を整えた上で速やかに実施することとする。

3 議員定数、議員報酬の検討

(1) 答申の概要

- 議員定数については、法改正により法定上限数が撤廃されたが、最適の議員定数の在り方について定説はなく、県議会として役割を果たしていく上で必要な議員定数を検討する必要がある。
- 議員報酬については、専門職としての水準や報酬の体系について、慎重に検討すべきである。
- 以上の検討のために、議会に定数報酬等検討特別委員会（仮称）を設置することが望ましい。

(2) 現状

平成20年9月に会議規則を改正し、議員定数の検討のための地方自治法に基づく協議の場として議員定数検討委員会を設置している。

また、議員報酬については、各会派代表者会議で協議している。

(3) 検討結果

議員定数については、議員定数検討委員会を早期に立ち上げるべきである旨を、議長に要請することとする。

議員報酬は、議員の処遇に関する事項であるから、会議規則の規定により、各会派代表者会議で協議、調整すべきである。

4 議会基本条例

(1) 答申の概要

- 地方自治法には、議会の活動の基礎をなす議員の法的性格や、議会と議員の活動原則が明示されておらず、住民との関係強化や政策形成機能の強化という要請に議会が十分応えるためには、これらを法定化することも必要となる。

- 滋賀県議会においても、分権時代に対応した議会を確立するためには、滋賀県議会と議員の在るべき姿を県民にも見える形で議員間で討議し、その結果に基づいて、議会基本条例を制定すべきである。

(2) 現状

平成21年3月に議長に提出された議会改革検討委員会検討結果報告書では、「（議会基本条例を制定することに意味はあるが、）より重要なのは議会の機能の強化・充実のための取り組みである。（中略）まず、こうした取り組みを進め、条例の必要性については、取り組みが具体化した段階で検討すべき」と報告されている。

なお、平成24年8月現在、全国22道府県で議会基本条例が制定されている。

(3) 検討結果

議会基本条例の制定については、本検討委員会の検討結果を踏まえ、新たな議会改革検討委員会等の協議の場を立ち上げて検討を行うべきである。

なお、先にも述べたように、会期と定例会の回数の見直しについても、議会基本条例の制定とともに検討すべきであるとの結論に達した。

おわりに

本委員会は、平成23年12月21日に議長の諮問を受け、議会改革検討会議答申を踏まえ、議会の機能強化と分権時代に対応する議会の確立をめざし、11回にわたり鋭意検討を重ねてきた。

検討すべき事項は多岐にわたり、諸事情を勘案して現時点では実施を見送った事項があることも事実であり、将来的には再度検討が必要と考えられる。

地方分権の進展により地方自治体の自己決定権が拡大される中で、二元代表制の一翼を担う議会が果たすべき役割と責務の重要性はますます増大してくる。議会がこうした変化に対応していかなければ、引き続き県民の負託に応えることができなくなることから、今後も引き続き改革に取り組む必要があることを確認して、この報告を終える。

滋賀県議会県民参画委員会実施要綱

(趣旨)

第1条 滋賀県議会における県民参画委員会の実施については、関係法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(県民参画委員会の実施)

第2条 常任委員会および特別委員会（以下「委員会」という。）は、県政の重要課題の調査審議に資するとともに、開かれた議会の実現と委員会の活性化を図るため、地域に出向き県民との対話の場を設ける制度として、県民参画委員会を実施するものとする。

2 県民参画委員会は、県内行政調査の一環として、年1回程度実施するよう努めるものとする。

(テーマ)

第3条 県民参画委員会は、委員会が特定のテーマに関し地域で県民の意見を直接聴く必要があると認めるときに実施するものとする。

(意見を聴く者)

第4条 委員会が意見を聴く者は、地域の住民、団体、NPO、企業その他テーマに関し利害関係または識見を有する県民のうちから選定するものとする。

(実施の日時)

第5条 委員会は、県民参画委員会の広報のために必要な期間を考慮して、実施日時を決定するものとする。

(傍聴)

第6条 県民参画委員会は、公開を原則とする。

2 委員長は、会場の規模に応じて傍聴者の定員を決定するものとする。

3 委員長は、特に必要がある場合のみ、傍聴者の発言を認めるものとする。

(委員外議員)

第7条 委員会に所属しない議員が県民参画委員会に出席しようとするときは、あらかじめ委員長に申し出なければならない。

(広報)

第8条 議会事務局は、県民参画委員会の広報のため、報道機関への資料提供、議会ホームページへの掲載等の必要な措置を講じなければならない。

(検討)

第9条 県民参画委員会については、実施の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成24年4月20日から施行する。

議会改革検討委員会 委員名簿

	氏 名	会 派
委 員 長	小 寺 裕 雄	自由民主党滋賀県議会議員団
副委員長	西 川 勝 彦	民主党・県民ネットワーク
	細 江 正 人	自由民主党滋賀県議会議員団
	山 本 進 一	自由民主党滋賀県議会議員団
	成 田 政 隆	民主党・県民ネットワーク
	富 波 義 明	対 話 の 会 ・ し が ね っ と
	粉 川 清 美	公 明 党
	薦 田 恵 子	み ん な の 党 滋 賀

議会改革検討委員会の検討状況

会 議	開 催 日	議 題
第 1 回	平成23年 12月21日（水）	1 委員長および副委員長の互選 2 議長の諮問 3 委員会の運営について
第 2 回	平成24年 1 月16日（月）	1 2 月定例会から実行すべき事項および 来年度当初から実行すべき事項について
第 3 回	1 月27日（金）	1 2 月定例会から実行する事項および来 年度当初から実行する事項について
第 4 回	2 月 8 日（水）	1 来年度当初から実行する事項について
—	2 月 9 日（木）	検討結果報告書(第 1 次)の提出
第 5 回	2 月20日（月）	1 議会改革に関する意見交換会
第 6 回	4 月16日（月）	1 出前委員会（仮称）について 2 今後の検討の進め方について
—	4 月20日（金）	検討結果報告書(第 2 次)の提出
第 7 回	5 月16日（水）	1 情報発信について 2 教育との連携について
第 8 回	6 月19日（火）	1 情報発信について 2 教育との連携について 3 傍聴者を増やす取組について 4 委員会の審議情報の公表について 5 会議規則、傍聴規則の見直しについて 6 議会審議への住民参加について 7 今後の検討の進め方について

—	6月27日（水）	検討結果報告書(第3次)の提出
第9回	7月24日（火）	1 議長や議員による出前授業について 2 委員会のインターネット中継について 3 傍聴規則の見直しについて 4 議員力の向上について 5 外部の知見の活用について
第10回	8月21日（火）	1 外部の知見の活用について 2 議会意思形成のための手続き整備等について 3 行政監視のための権限、制度の活用について 4 議会の活動を補佐、支援する体制の整備について
第11回	9月19日（水）	1 有権者が議員の活動を評価できる仕組みについて 2 議会改革の計画的な推進について 3 議会改革の検証等について 4 議会の活動を補佐、支援する体制の整備について 5 議員定数、議員報酬の検討について 6 会期と定例会の回数の見直しについて 7 議会基本条例について
—	9月27日（木）	検討結果報告書(第4次)の提出